

鳥取縣公報

規 則

○鳥取縣規則第八十九号

市町村傳染病予防費補助規程を次のように定める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

市町村傳染病予防費補助規程

第一條 傳染病予防法第二十四條の規定による補助金は、市町村の申請した支出精算額（事業に伴う収入又は寄附金等があるときはこれを控除した額）を査定しその査定額に対する三分の二とする。但し補助歩合は毎年度予算の都合により遞減することがある。

第二條 市町村が前條の補助を受けようとするときは別記第一号乃至第六号様式により申請書を次の二期に分けて所屬保健所を経由し知事に申請しなければならぬ。

昭和二十三年十二月三日
第千九百六十六号 金 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格A列5

一、四月から九月に至る分は十月三十一日限り（上半期とす）

二、十月から翌年二月に至る分は四月十五日限り（下半期とす）

この期限までに申請できないときはその事由並びに支出精算額及び申請書提出予定期日を變更した文書を知事に提出して承認を受けなければならない。

第三條 前條第二項の承認を受けず期限内に補助申請をしないものに対しては補助しないことがある。

第四條 補助は現品を以て交付することがある。このときは金額に換算する。

第五條 この規程による事業又はこれに伴う経理状況について縣監査委員が隨時監査を行うことがある。そのとき当該市町村はこれを拒むことはできない。

頌服藥	何町村何病者何某の	リンダ	同	注射	同	看護婦旅費	同	予防委員	同	村医何々の	同	電信料	何々宛	郵便切手	同	郵便葉書	同	運搬人夫	同	め々のた	同	の夫何々の	同	事務所宿	同	員予防委	同	病舎宿直	同	予防委員	同	病舎宿直	同	小使	同	何病者	同	何病者	同	白米何某	同	食費	同	宿直	同	賭料	同	通敷	同	旅費	同	費	同
鶏印何病	同	用者何某	同	牛乳何某	同	砂糖何某	同	食塩何某	同	用糖何某	同	棺桶代	何病死者何病に	横木代	同	死体運搬	年月日使用	入夫	同	石油代	同	病舎借入	自月日至月日	金務所借	同	病舎土地	同	借入金	同	病舎幾棟	同	新築	同	増築費	同	天井修繕	同	費	同	敷物買入	同	費	同	建築	同	死者	同	雜費	同	雜費	同		

昭和三十五年十二月三日
 昭和三十五年十二月三日
 昭和三十五年十二月三日

附風火葬	同	場新築費	同
記載注意	(一) 本書式は單に其の一斑中例示したものであつて前記以外の事項は相當の項目を設け詳細に記入する事。 (二) 適用欄及備考欄にはなるべく詳細に記入する事。 (三) 「コレラ」「ペスト」に対しては特に費目を設け詳細に記入する事。		
昭何年度	自何月	至何月	傳染病予防費收入明細書
款	項	目	指定費目
收入	傳染病	藥品費	何市町村
收入	傳染病	清濁法消	何某
收入	傳染病	毒法收行	同
收入	傳染病	不要物品	何村何某
收入	傳染病	売拂代	何村何某
支出に伴う	寄附者住	所氏名	備考
附金額	何市町村	何某	

備別	月日	採入	免状下	附住所	氏名	年	備考
採用解雇	日数	日数	年月日	地方片	は会名	令	
昭何年度	自何月	至何月	傳染病患者表				
病名	発病年月日	病診年月日	断收年月日	客轉年月日	全死年月日	死亡年月日	在院患者住所
病舎又は病院	の開設日数	患者收容期間					

鳥取縣規則第九十号
 昭和九年十月縣令第四十四号寄生虫病予防法施行細則第十條以下を次のように改める。
 昭和二十三年十二月三日
 鳥取縣知事 西尾 愛治

昭和三十五年十二月三日
 昭和三十五年十二月三日
 昭和三十五年十二月三日

寄生虫病予防法施行細則

第十條 寄生虫病の予防又は診療の爲市町村の支出した費用に対する補助金はその支出精算額(事業に伴う収入又は寄附金等があるときはこれを控除した額)を査定しその査定額に於する三分の二とする。但し補助歩合は毎年度予算の都合により遞減することがある。一會計年度の支出精算額又は査定額が五百円未満のときは補助しないことがある。

第十一條 市町村が前條の補助を受けようとするときは事業執行後別記第三号様式により左の区分に従い所属保健所を経由して知事に申請しなければならぬ。

一、四月から九月に至る分は十月三十一日限り(上半期) 一、十月から翌年三月に至る分は四月十五日限り(下半期)

期限内に申請できないときは事由及び申請書提出予定期日を具し知事の認可を受けなければならない。

第十二條 前條の認可を受けず期限内に補助申請をしないものに対しては補助しないことがある。

第十三條 補助は相当金額に換算し現品を以て交付することがある。

第十四條 この規則による事業又は事項の執行につき縣監査委員において臨時監査を執行するに於ては、そのときは当該市町村はこれを拒むことはできない。

第十五條 第四條、第五條、第七條乃至第九條の規定に違反したものは過料を科する。

附 則

第十六條 この規則は昭和二十二年九月五日からこれを適用する。

第十七條 この規則施行の日以前の支出に対しては従前の現程を適用する。

第十八條 この規則施行の際現に存する改良便池又は水槽便所にして第七條及び第九條の規定に適合するものはこの規則施行の際その許可があつたものとみなす。

前項の設置者はこの規則施行後二ヶ月以内に第六條、第九條の規定に準じ届出をしなければならない。

第十九條 第五條第一号乃至第三号に該当する者は現在

の便所又は便池を改築又は修繕するまで使用に關し許可を受けたものとみなす。

○鳥取縣規則第九十一号

昭和十二年十一月縣令第四十九号「トラホーム」予防法施行細則第十五條以下を次のように改める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「トラホーム」予防法施行細則

第十五條 「トラホーム」の予防又は治療のため市町村の支出した費用に対する補助金はその支出精算額(事業に伴う収入又は寄附金等があるときはこれを控除した額)を査定し査定額に対する三分の二とする。但し補助歩合は毎年度予算の都合により遞減することがある。

一會計年度の支出精算額又は査定額が五百円未満のときは補助しないことがある。

第十八條 この規則による事業又は事項の執行につき縣監査委員において臨時監査を執行することがある。そ

のときは当該市町村はこれを拒むことはできない。

附 則

この規則は昭和二十二年九月五日からこれを適用する。この規則施行の日以前に事業の執行を終つたものは従前の規程を適用する。

○鳥取縣規則第九十二号

狩獵法施行細則を次のように定める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

狩獵法施行細則

第一條 狩獵に關する願届等は、總て住所地の鳥取縣獵友会郡支部を経由して、所轄地方事務所長に提出しなければならぬ。

第二條 狩獵免状を受けようとする者は、狩獵法施行規則第五條による願書に、獵具、獵法、獵銃許可証番号、

種類等を記載し、一等免状を受けようとする者以外の者は納税額に關する所轄稅務署長の證明書を添付しなければならぬ。

第三條 狩獵法第十二條によつて捕獲した鳥獸又は採取した鳥類の卵を譲渡若しくは譲受けようとする者は、左の事項を具して所轄町村長に願ひ出て許可を受けなければならぬ。

一、鳥獸又は卵名

二、數量

三、譲渡若しくは譲受ける事由

四、譲渡者及び譲受者の住所氏名

狩獵法施行規則第十一條第二項の規定によつて届け出又は前項の規定によつて譲受けたる鳥獸の數に異動ができたときは、七日以内にその年月日及び事由を所轄市町村長に届け出なければならぬ。

本條第一項の規定によつて、譲受け又は狩獵法施行規則第十一條第二項の規定により届け出たる卵の孵化による鳥の異動が生じたときは前項の規定により届け

出なければならぬ。

第四條 前條第一項の規定によつて譲受けた鳥獸を、飼養する者の住所を異動した場合は七日以内に移轉地の所轄市町村長に届け出なければならぬ。

第五條 狩獵法施行規則第二十五條による獵区設定認可願並びに獵区の区域及び位置を示す図面は別記第一号、第二号様式に準じなければならぬ。

第六條 市町村長はこの規則の定めるところによつて許可し又は届け出を受理したときは、その旨所轄地方事務所長に報告しなければならぬ。

附 則

第七條 この規則は、公布の日からこれを施行する。

第八條 この規則施行前許可を受け現に保護鳥獸を飼養する者は、この規則施行後六拾日以内に、種類、員數を所轄地方事務所長に届け出て、保護鳥獸飼養許可証の交付を受けなければならぬ。

第九條 大正八年八月鳥取縣令第三十七号狩獵法施行手續は、これを廢止する。

第一号様式

獵区設定認可願

一、獵区の名称 縣 郡市 村町 獵区

二、事務所の位置 縣 郡市 村町 大字 番地

三、獵区の区域 縣 郡市 町及び何町村の一部

四、獵区の商積 山林 何町 何反 何畝 何歩

原野 同

田地 同

畑地 同

池沼 同

計

五、獵区存続期間 自 年 月 日 至 年 月 日

六、狩獵法施行規則第二十二條の承認料額一人一日何円

七、鳥獸の保護養殖に關する方法

八、獵区内に於ける鳥獸棲息の狀況

前記のように獵区を設定したいから狩獵法施行規則第二十五條各号の事項の書類添付して申請する。

年 月 日

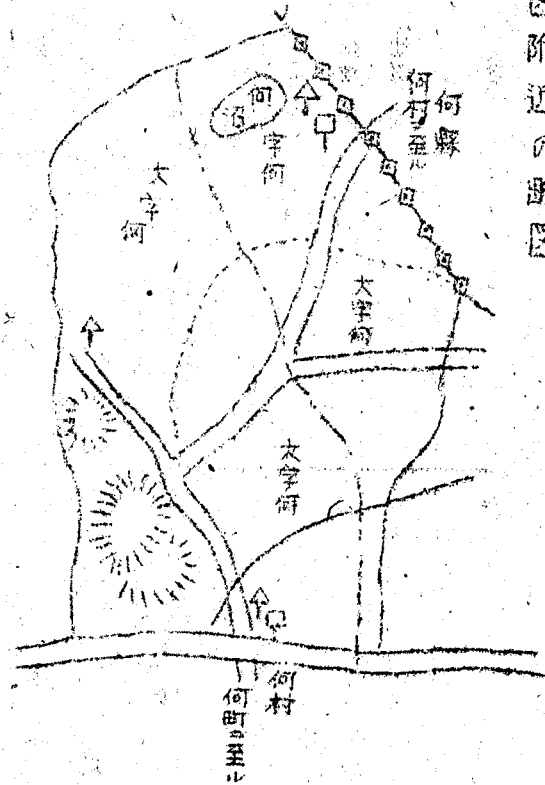
住 所

氏 名

農林大臣宛

第二号様式

鐵区附近の略圖



- 凡例
- 田 黄色
 - 畑 黒色
 - 山林 緑色
 - 湖沼 藍色
 - 河川 青色
 - 道路 褐色
 - 府縣界 黒色
 - 郡市界 黒色
 - 町村界 黒色
 - 大字界 黒色
 - 字界 黒色
 - 鐵区界 朱色
 - 制札 朱色
 - 鐵区案内所 朱色

鳥取縣公報 第九百六十六号 昭和二十三年十二月三日

訓令

鳥取縣訓令甲第二十五号

昭和十二年十一月鳥取縣訓令甲第二十号「トラホーム」予防施行細則取扱手續第十四條及び第八号様式を次のように改める。法

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

「トラホーム」予防施行細則取扱手續

第十四條 市町村長が補助金の交付を受けようとするときは、第七号及至第九号様式により三月三十一日までの分を翌年四月十五日までに所屬保健所を経由して知事に申請しなければならぬ。

第八号様式

昭和何年度「トラホーム」予防費計算書

費目	予算		支出		出補助額	備考
	額	額	額	額		
トラホーム						
予防費						

鳥取縣訓令甲第二十六号

昭和十八年三月鳥取縣訓令甲第四号鳥取縣國費所屬物品取扱細則を次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣國費所屬物品取扱細則

- 第一條 物品會計官吏は出納長を以てこれにあてる。
- 第二條 地方事務所及び公共職業安定所に屬する物品の出納保管を掌るため、地方事務所及び公共職業安定所に分仕物品會計官吏を置き所長を以つてこれにあてる。
- 第三條 本庁の各課及び地方事務所並びに公共職業安定所に物品取扱主任一名を置く。但、地方事務所は総務課長、公共職業安定所は庶務課長を以つてこれにあてる。

第四條 物品取扱主任はその所屬に係る供用の物品の出納保管について一切の責に任じ各自使用の物品は各自之れを保管する。

鳥取縣公報 第九百六十六号 昭和二十三年十二月三日

鳥取縣國費所屬物品取扱細則

00412

第五條 物品會計官吏に異動があつたときは七日以内に帳簿並びに目録を作り、特に命せられた検査員立会の土現品と照査受授する。

第六條 分任物品會計官吏及び物品取扱主任に異動があつたときは五日以内に帳簿並びにその保管に係る物品の受授を爲し、帳簿の末尾に年月日及び引繼を了した旨を記載し連署捺印をする。

第七條 物品會計官吏、分任物品會計官吏及び物品取扱主任死亡その他の事故により自ら引繼ができなるときは知事の命じたる官吏及び吏員が前條の事務引繼をなすものとする。

第八條 物品の出納は受授の都度記載するものとする。

第九條 物品の交付を受けようとするときは物品取扱主任は物品會計官吏若くは分任物品會計官吏に第二号様式

式に依る物品請求書を差し出すものとする。

第十條 物品會計官吏又は分任物品會計官吏前條の請求を受けたるも不当と認められた場合は在庫品の都合により適宜減少し若しくは交付しないことができる。

第十一條 職員の轉免その他の事由により不用又は毀損となつた物員を返納しようとするときは、物品取扱主任は第三号様式に依る返納書を添付し物品會計官吏若しくは所屬分任物品會計官吏に差し出すものとし、物品會計官吏、分任物品會計官吏前項の物品の返納を受けたるときはこれを調査の上領收書を交付し、不用物品にして売却又は棄却の必要ありと認めたるときは物品會計官吏又は分任物品會計官吏は知事の決裁を得てこれを処分することができる。

第十二條 物品會計官吏及分任物品會計官吏は左の出納簿を備え物品取扱の都度記入する。

一、物品出納簿 第四号様式
一、消耗品出納簿 第五号様式
第十三條 物品取扱主任は左の帳簿を備え所屬物品の現

00413

在數量を明にする。

一、備品交付簿 第六号様式

一、消耗品交付簿 第七号様式

第十四條 物品の区分整理は別表物品目録を区分表の例によりこれを取扱うものとする。

第十五條 物品取扱主任は郵便切手類の仮渡受領をしたときは、第八号様式の受渡簿により整理し毎月第九号様式の郵便切手精算報告書を調整し、翌月五日限り物品會計官吏若しくは分任物品會計官吏に差し出すものとする。

第十六條 物品保管の責ある者物品を亡失毀損したるときは速かにその品目數量及び事由を具し、所屬分任物品會計官吏又は會計官吏を経て知事に届け出るものとし、物品會計官吏前項の届け出があつたときはその事実を調査し知事の決裁を得て弁償せしむ。

但し故意若しくは怠惰によるものでないと認められた場合はその弁償を免ずることが出来る。

第十七條 物品會計官吏、分任物品會計官吏は既に交付

した物品と雖も随時点檢監査をする。

第十八條 知事必要ありと認めるときは臨時検査員命じ物品會計官吏、分任物品會計官吏の保管する在庫品、物品取扱主任の保管する供用品及び各自の保管する專用物品の検査をさせることができる。

第十九條 鳥取縣同費所屬物品の取扱に付いては別に定がある場合を除くの外総て本則に定めるところによる。

第一号様式 (分任物品會計官吏の場合)

物品引繼報告書
年 月 日 分任物品會計管理表 氏 名
轉任
退官に付当該帳簿記載(又は何々)の通り引繼済に付報告する

後任分任物品會計官吏
官職 氏 名 印
物品會計官吏氏 名 印

第一号様式 (物品取扱主任の場合)

物品引継報告書

年 月 日 物品取扱主任氏 名 轉任
 年 月 日 物品取扱主任氏 名 退官に付当該
 帳簿記載(又は何々)の通り引継済に付報告する

部 課 所
 後任物品取扱主任

物品会計官吏氏 名 官職 氏 名 印

第二号様式

會計課長
 主務課長
 物品會計官吏 係 年 月 日
 分任物品會計官吏 物品出納簿登録済

物品領請求書

費 目 物品 領 求 書 年 月 日

納期 年 月 日

請求 年 月 日
 領收 年 月 日

課所屬物品取扱主任 氏 名 印
 物品會計官吏
 分任物品會計官吏 殿

第三号様式
 不用物品返納書

受入購入 轉換 所官庁 品 目 数量 返納事由
 年 月 日 区 分

右返納する

年 月 日

課所物品取扱主任官職 氏 名 印

物品會計官吏
 分任物品會計官吏 殿

第四号様式

物品出納簿

購入年月日	摘要	受入		出納		現在計	備考
		数量	金額	数量	金額		

第五号様式

消耗品出納簿

年月日	品目	受入		出納		差引	備考
		数量	金額	数量	金額		

第八号様式
 郵便切手受渡簿

月日	摘要	受拂	残	受領者	備考

第七号様式

消耗品交付簿

出納命物品取扱 令官印主任印	数量	物品名	交付年月日	返納年月日	交付者 氏名	備考

第九号様式

自 年 月 日 至 年 月 日 郵便切手精算報告書

00416

- 一金 円 錢也 前月より越高
- 一金 円 錢也 本月受領高
- 一金 円 錢也 支拂高
- 一金 円 錢也 殘高
- 一金 円 錢也 翌月繰越高

年月日	発信先	要件	種別	数量	金額	備考
-----	-----	----	----	----	----	----

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第七号

左の件を附議するため十二月十三日定例教育委員會を鳥取市に招集する。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣教育委員會委員長

- 一、昭和二十四年度予算編成に関する件

告示

鳥取縣告示第六百一十一号

早害応急施設事業補助要項を次のように定める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西尾 愛治

早害応急施設事業補助要項

- 第一 昭和二十三年の早害地における早害応急施設事業（以下單に事業と称す）を施行したものに對しこの要項により予算の範囲内において補助金を交付する。但し事業の爲支出しの費用で国又は縣から別途補助金又は助成金の交付を受けた場合は交付しない。
- 第二 補助率は左の標準による。
 - 一、揚水機設置事業費の六割五分以内
 - 二、堀井戸その他施設事業費の六割五分以内
- 第三 補助金の交付を受けようとするものは別記第一号様式の願書に左の書類を添えて提出しなければならない

00417

So.

一、事業の出來形調査

二、事業施行によつて得た利益（別記第二号様式）

三、補助金交付の事業について議決又は同意を要するものはその書類

四、收支精算書（別記第三号様式）

五、共同で事業を行つた場合は代表者を定めこれを証する書類

第四 補助金の交付を適當と認めるときは指令を交付する。

第五 補助金を請求しようとするものは別記第四号様式の請求書を提出しなければならない。

第六 第五の補助金は実地検査の上査定して交付する。

第七 補助金の交付を受けたものは事業の状況、費用の收支その他事業に関する事項を明かにする書類を整備して置かねばならない。

第八 左の各号の一に該当するときは補助金交付の指令を取消し又は既に交付した補助金の全部又は一部を返

させることがある。

一、第七に違反したとき

二、詐欺の手段をもつて補助金の交付を受けたとき

第九 この事項によつて提出する書類はすべて所轄の市町村及び地方事務所を経由しなければならない。

附則

この要項は公布の日からこれを施行する。

第二号様式

早害応急施設事業補助費

標記の事業を施行致しましたから早害応急施設事業補助要項によつて補助して下さいますよう御願ひ致します。

昭和 年 月 日

住所 氏名 印

知事 宛

第二号様式

工種	受益面積	反当減産防止石数	総石数
揚水機			

堀井戸
その他

第三号様式

昭和 年度(昭和 年 月 日より 昭和 年 月 日まで) 收支精算書
収入

科	目	収入額	附記
支	出		
科	目	支出した事業費額	附記

第四号様式

早害応急施設事業補助金請求書

一金

昭和二十三年度事業のため支出した金額

揚水機設
(堀井戸)

置事業費
其の他の用水施設事業費) 円に対する十分
の六一五

昭和 年 月 日鳥取縣受辨第 号補助指令に
基く前記の補助金を交付して下さい。

昭和 年 月 日

住所 氏 名 印

知事 宛

鳥取縣告示第六百十二号

昭和二十二年十一月十一日厚生省令第三十号医薬品等配
給規則第二條第一項の規定により業務上医薬品等を使用
するものを左の通り指定する。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣庁

鳥取縣告示第六百十三号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法第八
十二條の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う町村 一、條例制定の認可年月日

東伯郡上井町 昭和二十三年十一月二十五日

同 小鹿村 同

同 赤碕町 同

同 榮村 同

鳥取縣告示第六百十四号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 米子市勝田町二九

向 山 実

一、建築物の位置 米子市勝田町二九七

一、同 用途 住宅兼作業場

一、同 構造 木造 杉皮葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 三六、四二二平方米

突出する部分三六、四二二平方米

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす
ること。

一、前号の事業実施の場合には事業者の指定する期間内
に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に
届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の
條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた
る事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第六百十五号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十三年十二月三日

00420

る事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第六百十六号

微量需要者用指定生産資材取扱規則（昭和二十三年農林商工省令第三号）に基いて、鳥取縣微量需要者用木材配給要綱を次のように定め、公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣微量需要者用木材配給要綱

- 一、許可條件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

第一 本縣の微量需要者用木材の配給については、昭和二十三年農林商工省令第三号微量需要者用指定生産資材取扱規則（以下規則という。）によるの外、この要綱の定めるところによる。但し別に定めのあるものについては、この限りではない。

第二 微量需要者用木材を販売しようとする者（以下販売業者という。）は、割当期間の十日前までに、微量需要者用木材割当申請書を所轄地方事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

00421

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏 名米子市兩三柳三四五七番地 繩 田 茂

一、建築物の位置 米子市兩三柳三四五七番地

一、同 用途 養蚕室及び炊事場

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 二五、七四平方米 突出する部分 二五、七四平方米

第三 知事は、微量需要者用木材の割当を受けた数量の範圍内において、これを各地方事務所別に細分し、当該地区内の販売業者に割当を行い、且つ販売業者割当證明書を所轄地方事務所を経由し、当該販売業者に交付する。

第四 規則第二條第三号の規定による抽せん又は輪番制度の実施については、知事の指示に基いて、当該地方事務所長がこれを行い、割当を受ける者の名簿を遅滞なく知事に提出するものとする。

第五 規則第三條第五号の標識は、微量需要者用木材の販売開始と共に、これを店頭の見易い場所へ掲示し、販売終了と共に取り除かなければならない。

第六 販売業者は、割当期間終了後十日以内に当該割当期における販売実績を、所轄地方事務所を経由し、知事に報告しなければならない。

第七 微量需要者用木材を、自ら生産して販売する販売業者においても規則第三條第六号（一）の規定によらなければならない。但し、價格の記載は、これを省略

することができ。

第八 第三の申請書、第六の標識、第七の報告書及び規則第三條第六号の帳簿の様式は、附表による。

附表

一、第三の申請書

微量需要者用木材割当申請書

一、割当期 何年度何四半期

二、割当要數量 石

三、前々四半期の販売実績 石

四、申請時の在荷量 素材 石

製材 石

右割当を受けた日から申請いたします

年 月 日

住所

知事宛 氏 名

注意

一、販売実績は、微量需要者用木材の販売実績を記載すること。

東前	六二	田	鋤先	六三	田	鋤先	全部	八三ノ一	同	一二〇
同	六三	畑	同	六四	同	同	同	八九	同	〇二〇
同	六四	同	同	六五	田	同	同	九〇ノ一	同	〇一〇
同	六六	同	堂面	六七	同	同	同	九三ノ一	海田	全部
同	六七	同	同	六八	同	同	同	九四ノ一	同	同
同	六八	同	同	六八ノ一	畑	同	同	九五ノ二	同	同
同	六八	同	同	六九	田	同	同	九六ノ一	同	同
高繩手	七〇ノ二	同	同	七〇	同	同	同	九七ノ二	同	同
同	七二	同	海田	七三	同	同	同	九七ノ三	同	同
同	七三	同	堂面	七四ノ一	同	同	同	二六ノ二	同	同
同	七四ノ一	同	同	七五ノ一	同	同	同	二六ノ四	同	同
名	七五ノ一	同	海田	七九ノ一	同	同	同	二七ノ一	同	同
同	七九ノ三	同	同	七九	同	同	同	二七ノ二	同	同
同	八〇ノ一	同	同	八〇	同	同	同	二七ノ四	同	同
海田	八一	同	東前	二〇三	同	同	同	二八ノ二	同	同

第九百六十六號 昭和二十三年十二月三日

(第三種郵便物認可)

堂面	二八ノ一	田	高繩手	五〇〇	同	同	同	同	同	同
同	二九ノ二	同	同	全部	同	同	同	同	同	同
同	三〇ノ一	同	同	一一二	同	同	同	同	同	同
同	三一ノ一	同	同	二〇〇	同	同	同	同	同	同
同	三一ノ三	同	同	全部	同	同	同	同	同	同
同	三二ノ一	同	湯上	六〇〇	同	同	同	同	同	同
同	三三ノ一	同	同	九一五	同	同	同	同	同	同
同	三六	同	同	一一九	同	同	同	同	同	同
同	三七	同	同	全部	同	同	同	同	同	同
湯上	三八	同	高繩手	二一七	同	同	同	同	同	同
同	四八ノ二	同	同	二二二	同	同	同	同	同	同
同	四九ノ二	同	同	二二三	同	同	同	同	同	同
同	五二ノ一	同	同	二二三	同	同	同	同	同	同
同	五三	原	同	二二八	同	同	同	同	同	同
同	五四ノ二	田	同	二二八ノ一	同	同	同	同	同	同
同	五六ノ二	同	同	二二九	同	同	同	同	同	同
同	五七ノ一	原	同	二二九ノ二	同	同	同	同	同	同
宮前	一六ノ一	田	同	二二〇	同	同	同	同	同	同

第九百六十六號 昭和二十三年十二月三日

(第三種郵便物認可)

00430

澤 田四一三 田 湯谷口 三〇五
 同 四二三 同 藤ヶ森 〇一五
 湯谷口四二四 同 沢田 二〇〇

鳥取縣告示第六百十八号

東伯郡社村黒見第二耕地整理組合の換地処分については昭和二十三年十二月一日認可した。
 昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第六百十九号

東伯郡社村不入岡第二耕地整理組合の換地処分については昭和二十三年十二月一日認可した。
 昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第六百二十号

住宅緊急措置法令施行規則(昭和二十年閣令五十八号)第十九條第一項第二号の規定により左の地域を指定する
 昭和二十三年十二月三日

一、指定地域
 鳥取市 米子市 境町

鳥取縣告示第六百二十一号

総理庁令第三十九号住宅緊急措置令施行規則の一部改正に基き鳥取縣告示第六百二十号で指定した市町を除くその他の町村については住宅緊急措置令施行規則第十九條第一項第二号により次のように定める。
 昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

知事の定むる(鳥取市、米子市、境町)地域以外の町村に於ては居室の疊数の合計が三十を越ゆる住宅にして其の居室の疊数の合計を居住者の数を以つて除したるものが(一人当り疊数)七を越ゆるもの

鳥取縣告示第六百二十二号

食糧管理法施行令第六條但書及び規則第二十一條但書の規定により昭和二十三年産屑米等売渡要綱を次のように

00431

定める。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、屑米、碎米又はしいな(以下屑米等と総称する)を政府以外の者に売渡す場合の取扱はこの要綱に定めるところによる。

二、屑米等の売渡しは昭和二十三年産米供出割当数量を完納した者につきこれを認める。

三、屑米等の買受けは縣内に居住し食料、飼料その他縣に於て特に必要と認める用途に供する者につきこれを認める。

四、主要食糧指定集荷業者以外の者は屑米等を斡旋してはならない。

五、屑米等を輸送しようとする者は別紙様式による輸送許可申請書を知事に提出し許可を受けなければならぬ。

六、屑米等を売渡し又は買受けするもの若しくはこれを

斡旋する者は当該品が食糧検査規格に照し、もみ玄米又は精米でないことを確認すると共に統制額に違反しないよう留意しなければならない。

七、この要綱は公示の日から昭和二十四年六月三十日までその効力を有するものとする。

屑米等輸送許可申請書

一、種別

二、輸送期間

三、輸送区間

四、輸送数量

五、用途

六、売渡人

七、買受人

右昭和二十三年産屑米等売渡要綱により許可せられ度く申請します。

年 月 日

申請人 住所 氏 名

知事宛

右亮渡人は供出割当数量を完納したことを証明する。

年 月 日

市町村長 氏

名 印

備考 昭和二十三年産米供出完納市町村に限り市町村長の

の奥書き証明は必要としなす。

鳥取縣告示第六百二十三号

度量衡法施行令第十四條により米子市において度量衡器計量器第一種取締を左の通り執行する。

但し日別、検査区域及び器物提出場所は米子市長の告示による。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

検査執行期間

時 刻

執行区域

自昭和二十三年十二月五日 自午前九時 米子市
至同 年同 月十六日 至午後三時 以上

鳥取縣告示第六百二十四号

事業税及び特別所得稅審查委員会規程を次のように定め

る。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

事業税及び特別所得稅審查委員会規程

第一條 各地方事務所に郡市毎の第一種事業稅審查委員会、第二種事業稅審查委員会及び特別所得稅審查委員会（以下單に委員会という）を置く。

第二條 委員会は事業稅並びに特別所得稅の課稅標準である所得の決定について地方事務所長（昭和十九年五月鳥取縣令第三十六号によつて縣稅賦課徵收事務を委任された地方事務所長たる事務吏員を含む）の諮問に

第三條 委員会は委員長及び委員若干名をもつてこれを組織する。

第四條 委員は市町村長、事業又は業務の經營者その他

第五條 各委員会の委員長は夫々委員会において互選す

00433

第六條 委員の任期は二年とする。

委員中に缺員を生じたため補充した委員の任期はその前任者の残任期間とする。

第七條 委員会は地方事務所長がこれを招集する。

第八條 委員長は会務を総理し會議の議長となる。

委員長事故あるときはその代理者を委員会において互選する。

第九條 委員会は半数以上の委員が出席しなければ會議を開くことができない。

第十條 委員会に幹事及び書記若干名を置き地方事務所長がこれを命ずる。

附 則

この規程は公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年七月縣告示第三百二十四号はこれを廢止す

鳥取縣告示第六百二十五号

健康保險法、船員保險法に基く保險医及び保險藥劑師を

次のように指定した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所名稱	所在地	保險医(藥劑師)氏名	指定年月日
全	船田 医院	西伯郡大高村字尾高一三九七	船田 覚	昭和二十三年八月一日
外、皮	同	鳥取市東品治町五ノ二	松本 正威	同十一月一日
内	須山 同	米子市東町五五	須山 秋子	同
全	井崎 同	岩美郡岩井町岩井八〇四	井崎 太郎	同
内、小	同	八頭郡大伊村殿	岡田 孝子	同
産婦	安梅 同	東伯郡上小鴨村大字福山	安梅みどり	同
内、外	同	東伯郡由良町大字由良五五六	大西 要	同
外、内	同	川本 同	川本 薫	同
眼	田中 医院	同倉吉町魚町	田中仁司旗	同
産婦	高塚 同	同仲之町	高塚 勇	同

00434

内、外 井沢 同 西伯郡余子村大字 井沢 清 同
 竹内二二一ノ二
 内、小 三宅 同 同外江町二五二二 三宅俊一郎 同
 内 所子診療所 同所子村字中高 音田 周二 同
 外 佐野 医院 同境町朝日町一一 稻賀 幸 同
 富谷 薬局 東伯郡倉吉町大字 富谷 義郎 同
 河原町一九〇四
 内、小 城 医院 同浦安町大字下伊 城 秀雄 同
 勢五三九

◆鳥取縣告示第六百二十六号

市街地建築物第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 申請人の住所氏名 鳥取市材木町六七番地

花 房 由次郎

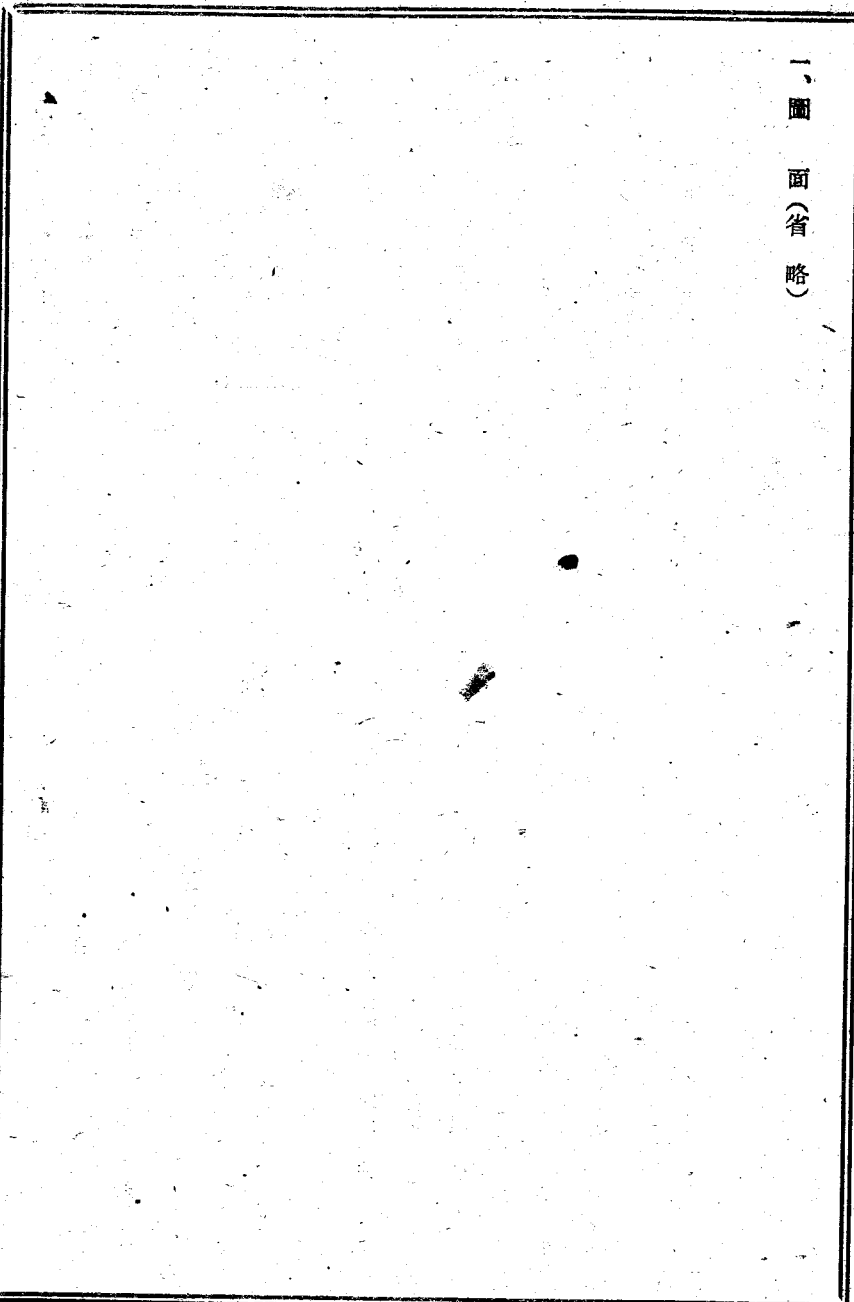
一 指定の場所 鳥取市魚町尻二番地ノ一、二、三

一 建築線の延長 四一、八米

一 建築線間の距離 四、〇米
一 左記図面の通り

00435

一、圖 面(省略)



00434

00435

鳥取縣告示第六百二十七号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 日野郡石見村大字中石見一〇四ノ一番地

現住所及び開業地 米子市茶町七一番地

昭和二十三年十一月二十日第一三二二号

安 達 いちよ

大正十一年五月十一日生

鳥取縣告示第六百二十八号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡上道村五一〇番地

前住所及び開業地 同六七九番地

現住所及び開業地 米子市富士見町五五番地

昭和二十三年十月一日住所及開業地変更により助

産婦名簿訂正方願出たので昭和二十三年十一月三

十日訂正

井 上 芳 敏

明治三十四年十一月二十四日生

鳥取縣告示第六百二十九号

助産婦名簿から次の者を取り消した。

昭和二十三年十二月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 西伯郡崎津村大字葭津一〇四九番地

住所 同波村第五区二三九七ノ一番地

昭和二十三年十月二十日愛媛縣へ轉出により昭和

二十三年十一月二十日取り消

足 立 サキ子

明治四十三年十二月六日生

昭和二十五年十二月五日

鳥取縣公報

昭和四年四月十五日

發行

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市